

平成29年度「札幌市保育士修学資金貸付」 募 集 要 項

1 事業の目的

市内および札幌市に隣接する市町村に所在地のある指定保育士養成施設(以下、「養成施設」という。)に在学する学生に対し、修学資金等の貸付を行うことで修学を容易にし、札幌市内における保育士の養成・人材確保を目的とします。

2 事業の概要

(1)対象者	市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設に在学する者で、保育士資格を取得後、札幌市内で保育士として就労を予定している者。
(2)申請条件	次の条件を全て満たすことが必要となります。 ① 在学する養成施設の長が推薦する人 ② 家庭の経済状況等から、真に本貸付が必要と認められる人 ③ 他都道府県等が実施する保育士修学資金貸付を受けていない人
(3)貸付額	月額 50,000 円を上限 ※ただし、貸付の初回に入学準備金として 20 万円以内を、また卒業時に就職準備金として 20 万円以内をそれぞれ加算することができます。
(4)利 子	無利子（ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます）
(5)連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては下記の要件に該当する連帯保証人が 1 名必要です。ただし、貸付を受けようとする者が未成年者の場合には、連帯保証人は法定代理人とします。 ①自ら独立した生計を営む成年人 ②他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと
(6)貸付期間	養成施設に在学する期間で、貸付期間は 2 年間を限度とします。
(7)貸付金の交付方法	年 2 回に分けて分割交付（4 月、10 月）
(8)貸付金の返還免除	養成施設を卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、市内の保育所等【別紙】において、引き続き週 30 時間以上で 5 年間、保育の業務等に従事したときは貸付金の全額が免除となります。 ※上記の条件を満たさない場合でも、2 年以上引き続いて保育の業務等に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。

(9) 貸付金の返還	<p>(8)の貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。</p> <p>① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内</p> <p>② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上償還が可能）</p>
(10) 提出書類	<p>①申請書</p> <p>②養成施設の長の推薦書【養成施設からの推薦が申請条件です】</p> <p>③住民票（申込者・連帯保証人）</p> <p>④申請世帯の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票など）</p> <p>⑤他、本会会長が必要と認める書類</p>
(11) 締切日	<p>締切日は、各養成施設ごとに設けておりますのでお問い合わせください。</p> <p>各養成施設へ申込みください。</p> <p>（本会への直接の申込みは、受け付けできませんのでご注意願います。）</p>
(12) 審査及び貸付額等の決定	<p>事務局にて、申請書を審査の後、貸付の可否決定がされます。</p> <p>①審査結果は、郵送で通知します。（申請者、連帯保証人、養成施設あて）</p> <p>②申請の可否決定は、上記（11）の締め切り後、概ね1か月後を予定しています。</p>

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター 3階
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課 後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）、企業主導型保育事業
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（※）、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

（注）中高年離職者（入学時に45歳以上であって離職後2年以内の者）が、3年間での返還免除を受けるためには、その証明が必要となります。

（※）札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

